

職員の懲戒処分について

この度、令和5年12月18日付けで、下記のとおり本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者

非常勤職員 女性（40代）

2 処分内容

懲戒解雇

3 処分事案の概要

当該職員は、令和2年5月から令和5年8月までの間に大学の予算で物品の一部を不正に購入して、自宅に持ち帰り私物化したこと、無断で他人に譲渡したこと、無断で売却したこと。

当該職員の行為は、横領に該当する事案であり、国立大学法人愛知教育大学無期雇用非常勤就業規則（国立大学法人愛知教育大学就業規則）に違反することから、処分を行いました。

4 学長のコメント

本学職員がこのような行為を行ったことは極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本学では、今回の事態を重く受け止め、あらゆる機会をとらえて服務規律の保持徹底や倫理意識の更なる向上を図るとともに、不正が起きないような組織体制の構築など再発防止策と法令並びに本学就業規則の遵守の徹底に努めてまいります。

【本件照会先】

総務・企画部 人事労務課

電話：0566-26-2271